

公益財団法人日本教育公務員弘済会教育研究助成事業

**令和7年度公益財団法人日本教育公務員弘済会長野支部**

**教育団体研究大会等助成募集要項**

教育団体研究大会等助成は、教育の振興に寄与すると認められる団体の研究大会等に対し助成を行う事業です。

令和7年度は下記要項のとおり実施します。

1. 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会長野支部

2. 助成要件

(1) 助成の趣旨

長野県内で活動する教育関係団体及び教育研究団体が、今年度(令和7年度)に行う研究大会等を対象とした助成を通して、学校教育の向上発展に寄与します。

(2) 募集対象

長野県内で活動する学校教育関係団体及び教育研究団体が主催若しくは参加する研究大会、研究集会、研究会、研修会等の内、以下のいずれかに該当するものを募集します。

(ア) 全県的規模の組織を有し、教育の向上発展に寄与すると認められる教育団体又は教育研究団体が主催する研究大会、研究集会、研究会、研修会等。

(イ) 県内で開催され、長野県内で活動する学校教育関係団体又は教育研究団体が参加する、関東ブロック規模以上の研究大会、研究集会、研究会、研修会等。

尚、(ア)(イ)いずれの場合も、応募者が計画の推進に責任を持ち、助成金の管理及び報告を行うことを条件とします。

(3) 助成の対象にならないもの

- ① 営利目的又は営利につながる可能性の大きいもの
- ② 公的機関が主催するもの又は他の機関からの委託によるもの
- ③ 既に前年度までに終了しているもの
- ④ 自己の財源によって十分に研究活動ができるもの

(4) 募集期間 令和7年4月1日(月)～令和8年1月15日(木)

(5) スケジュール

令和7年4月 1日	募集開始
令和7年5月30日	第1次締切
令和7年6月 9日	第1次選考
令和7年6月10日	幹事会決定
令和7年6月30日まで	第1次選考分助成金交付
令和7年7月18日	第2次締切

令和7年7月29日	第2次選考
令和7年8月4日	幹事会決定
令和7年8月29日まで	第2次選考分助成金交付
令和7年11月28日	第3次締切
令和7年12月2日	第3次選考
令和7年12月11日	幹事会決定
令和7年12月26日まで	第3次選考分助成金交付
令和8年1月15日	第4次締切
令和8年1月29日	第4次選考
令和8年2月5日	幹事会決定
令和8年2月27日まで	第4次選考分助成金交付
令和8年3月31日まで	成果報告書提出

## (6) 応募方法

### ①申請書作成

下記公益財団法人日本教育公務員弘済会長野支部HPの「教育団体研究大会等助成申請書作成フォーム」に必要事項を入力し申請書を作成してください。作成には助成金振込口座の金融機関番号(4桁)、支店番号(3桁)、口座番号(7桁)が必要です。入力前に通帳等でご確認ください。

その後、申請書をプリントアウトし、必要箇所に捺印してください。  
また郵送時には必ず通帳の口座番号欄のコピーを添付してください。

### 公益財団法人日本教育公務員弘済会長野支部HPのURL

<https://www.nagano-kyoko.jp> 「長野教弘」で検索できます。

### ②「申請書」及び「大会要項」「予算書」の提出

作成した「申請書」に附属資料として「大会要項」「予算書」を添付して、下記へ送付してください。(期限必着)

送付先 〒380-0836 長野市南県町999-18 不動産会館ビル2F  
 公益財団法人 日本教育公務員弘済会長野支部

〈個人情報の取扱について〉

- ・ 申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- ・ 助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象団体の団体名、助成対象テーマ及び助成金額等を、ホームページ、広報誌等で公表します。

## 3. 助成金額

50万円を限度とし、予算の範囲内において交付します。

ただし、以下に記載した費用は対象外とします。

- ① 応募する申請者本人の人件費及び謝金
- ② 組織等の一般管理費
- ③ 汎用性のある機器等の購入費

#### 4. 選考

##### (1) 選考方法

- ① 日教弘長野支部教育振興事業選考委員会の選考後、長野支部幹事会の決議を経て支部長が対象団体を決定します。
- ② 選考結果の通知は、助成金の交付をもって行います。選考外の場合はその旨別途連絡します。

##### (2) 選考基準

- ① 事業の公益性・社会性 申請事業が、十分な公益性・社会性を有したものであるか。
- ② 事業の適正性 申請事業が、助成の趣旨と合致しているか。事業予算の設定が過大なものではないか。
- ③ 事業の必要性 課題、ニーズを的確に把握しているか。
- ④ 事業の実現性 申請事業の実施方法は適切で、実現可能な計画が立てられているか。

#### 5. 助成対象団体の義務等

- (1) 助成金30万円以上の助成対象者は、当支部と覚書を交わします。
- (2) 申請書の内容に従って助成金を使用します。また、使用する際には必ず領収書（コピー可）を取り、研究活動の終了後に経過・結果等に関する報告（成果報告書）と併せて提出してください。
- (3) 助成を受けた団体は、成果報告書兼受領書を提出します（書式は支部HPよりダウンロードしてください）。提出期限は年度末（令和8年3月31日）とします。  
なお、提出された報告書・資料等は、当支部が公表できるものとします。

#### 6. その他注意事項

- (1) 提出された書類等は返却しません。
- (2) 万一、故意の虚偽記載、同一テーマによる重複申請、又は研究倫理上の問題等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受け付けられません。
- (3) 選考結果の情報及び採否の理由についての問い合わせには回答しません。
- (4) 研究大会要項には公益財団法人日本教育公務員弘済会長野支部助成事業である旨を明記してください。
- (5) 問い合わせ先

〒380-0836 長野市南県町999-18 不動産会館ビル内

公益財団法人 日本教育公務員弘済会長野支部

TEL 026-224-0611

FAX 026-224-0612

E-mail nagano@nikkyoko.or.jp